

令和7年度外国人支援コーディネーター養成研修に関するQ & A

1 養成研修の対象者

Q 私は日本人ではありませんが、研修を受講できますか。

A 養成研修への参加に関し、国籍の制限は設けておりませんので、外国籍の方でも受講が可能です。

Q 研修の対象者は、現に、地方公共団体又はその委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口で従事する者とのことですが、現在、民間団体の相談窓口等で従事している人は対象になりますか。

A 現に、民間団体の相談窓口等で相談対応業務に従事している方は、対象とはなりません。

Q 外国人受入環境整備交付金の交付を受けずに運営されている地方公共団体の相談窓口で、かつ開設日数が週4日の窓口で相談対応に従事していますが、研修を受講できますか。

A 原則週5日以上開設している相談窓口で相談対応業務に従事している方を想定しているため、受講者の選考においては、当該窓口での業務従事者を優先する可能性がありますが、申込は可能です。

NEW! Q 私は県の相談教育センターの相談窓口で、外国人の児童や保護者を対象に相談業務に従事しています。相談の対象者が限られていますが、研修を受講できますか。

A 相談内容が、在留手続、医療、福祉、出産、子育て、教育など複合的かつ多岐にわたる場合は、受講の対象になる可能性があります。

NEW! Q 私は県の配偶者暴力支援センターにおいて多言語の相談窓口に従事していますが、研修の対象になりますか。

A 相談内容が複合的かつ多岐にわたる場合は、受講の対象になる可能性があります。

2 受講に当たっての要件

(1) 在職期間及び従業日数について

Q 直近5年以内に1年以上在職し、相談対応業務に180日以上従事していますが、このうち30日間は研修期間でした。この場合、受講できますか。

A 研修期間であっても、実際に相談対応業務に従事していた日数は従業日数に含まれます。他方で、座学研修など相談対応業務に従事していなかった日数は含まれませんので、研修内容を踏まえて180日以上となるかご確認ください。

Q 直近5年以内に1年以上在職していますが、休暇を取得した日数を除くと、相談対応業務に従事した日数が180日を満たしていません。この場合、受講できますか。

A 直近5年以内に、在職期間が1年以上、かつ、従業日数が180日以上であることを満たしていませんので、受講の対象となりません。在職期間及び従業日数の考え方については、6ページをご確認ください。

Q 直近5年以内に1年以上在職しており、その間の従業日数は180日を超えていますが、産休と育休を取得した期間を除くと、在職期間が1年以上を満たさなくなっ

まいます。この場合、受講できますか。

A 在職期間には、産休、育休、病休等の休職期間を含みますので、受講が可能です。在職期間及び従業日数の考え方については、6 ページをご確認ください。

Q 直近5年以内に相談対応業務に180日以上従業していますが、在職期間が1年を満たしていません。この場合、受講できますか。

A 在職期間が1年以上を満たしていない場合、受講の対象となりません。在職期間及び従業日数の考え方については、6 ページをご確認ください。

Q 直近5年以内に外国人に対する相談対応を行っているNPO法人における在職期間が1年で従業日数が120日です。その後転職し、地方公共団体から委託を受けている相談窓口における在職期間が3か月で従業日数が60日です。この場合、受講できますか。

A 2か所以上の国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関あるいは民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口に在職した場合、在職期間及び従業日数を合算して1年以上、かつ、180日以上であれば、受講が可能です。在職期間及び従業日数の考え方については、6 ページをご確認ください。

Q 直近5年以内に国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関あるいは民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口に在職していませんが、5年より前には在職しており、その在職期間及び従業日数は、一定期間を満たしています。この場合、受講できますか。

A 直近の5年より前の在職期間及び従業日数については、一定期間に算入できません。在職期間及び従業日数は、直近5年以内に、一定期間を満たしていることが必要です。在職期間及び従業日数の考え方については、6 ページをご確認ください。

Q コロナ禍では、オンラインや電話での相談対応のみ行っていました。オンラインや電話での相談対応も従業日数に含まれますか。

A 窓口等の閉鎖により、対面での相談対応業務を行っていない場合でも、窓口等に在職していれば、在職期間に含みます。また、オンライン相談や電話相談等を行っていた場合でも、外国人の相談対応に従事していれば、従業日数に含みます。

Q 申込の時点では、一定期間を満たしていませんが、研修の開始時期には、満たす予定です。この場合、研修への申込はできますか。

A 可能です。過去の勤務実績や労働条件をもとに、今後の出勤日を推測して、実務経験を満たす日までを実務経験申告書に記載し、提出してください。

(2) 実務経験について

Q 直近5年以内に、地方公共団体が運営する外国人相談窓口において、経理担当として1年以上在職し、180日以上従事しています。この場合、実務経験として認められますか。

A 相談窓口における相談対応者として、外国人の相談対応に従事したことが必要ですので、認められません。

Q 直近5年以内に、地方公共団体が運営する外国人相談窓口において、人事担当とし

て1年以上在職し、180日以上従事しています。また、半年前に自己啓発としてキャリアコンサルタントの資格を取得しています。この場合、実務経験として認められますか。

A 人事としての勤務は相談対応業務に従事したとは認められませんが、キャリアコンサルタントの資格を取得している場合、実務経験の免除の対象となります。

Q 社会福祉士、キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級・2級）、公認心理師、精神保健福祉士の資格は取得していませんが、他の国家資格を取得しています。この場合、実務経験の免除対象として認められますか。

A 上記以外の資格については、実務経験の免除対象とはなりません。

3 受講費用について

Q 受講費用を支払ったのですが、職場の異動のため、研修を受講できなくなりました。受講費用を返還してもらえますか。

A 原則として、受講費用の返金はできません。

Q 養成研修の受講費用は出入国在留管理庁が定める外国人受入環境整備交付金の対象となりますか。

A 対象となります。なお、交付金事業による支援の範囲等については、当該年度の予算状況や地方公共団体からの申請状況などを踏まえて判断することとなります。

Q 受講費用の支払の名義は受講生又は職場のどちらですか。

A 受講生の名義としてください。領収書は受講生個人名義で発行いたします。

Q 受講費用の支払に手数料がかかる場合は、受講生の負担となりますか。

A 受講生の負担となります。

4 受講生の募集・決定

（1）申込みについて

Q 実務経験の免除に該当する国家資格の合格証書を紛失しました。証明できるものが無くても申込みできますか。

A 実務経験の免除を受ける場合、当該国家資格を保有していることの証明が必要となりますので、合格証書等の疎明資料が提出できない場合は、実務経験の免除の対象とはなりません。

Q 1つの相談窓口から複数名の申込みは可能ですか。

A 可能です。

Q 職場の命令により応援として他都道府県で相談対応に従事しています。申込の際、職場の連絡先はどちらを書けばよろしいでしょうか。

A 双方の連絡先を記載してください。

（2）受講生の決定方法等

Q 受講生はどのような基準で決定しますか。

A 受講生の決定方法については、出入国在留管理庁ホームページを参照してください。

Q 養成研修に申し込みましたが、職場が異動になり、異動先の職場では、養成研修の参加についてまだ相談していません。どうすればよろしいでしょうか。

A 養成研修は職場等の理解と協力の下で受講いただくことを想定していますので、まずは、異動先の職場に相談してください。

5 養成課程①

Q 講義動画はいつでも視聴可能でしょうか。

A 原則として、24 時間視聴可能です。

Q 確認テストは1回で合格しなければなりませんか。

A 合格するまで何度でも受験可能です。

Q 講義動画はスマートフォンで視聴しても良いですか。

A パソコンで視聴いただくことを想定しています。

Q 一度見終わった動画を繰り返し視聴することはできますか。

A 研修期間中は繰り返し視聴可能です。

Q 講義動画のダウンロードや録画をしても良いですか。

A ダウンロード、録画等はできません。

Q 受講生ではない同僚と一緒に動画を視聴しても良いのでしょうか。

A 講義動画は、受講生以外の方が視聴することはできません。また、講義動画を録音・録画して受講生以外の者に提供等することもできません。

6 実践

Q 現在職場の命令で、応援先で相談対応業務に従事していますが、応援先は実践を行う職場に該当しますか。

A 該当します。

Q 職場の支持が得られないため、別の場所で実践を行いたいと思いますが、認められますか。

A 実践は、所属する職場等において行うこととしていますので、認められません。

Q 課題レポートに関する情報はいつお知らせされますか。

A 課題レポートに関する内容については、順次、研修受講サイトにおいて受講生にお知らせしていく予定です。

Q 実践の間に事務局に質問はできますか。

A 実践期間中の研修の運営事項等に関する質問については、研修受講サイトで受け付けます。

7 養成課程②

Q 養成課程②受講決定通知書はいつごろ届きますか。

A 養成課程②を受講いただく方が決定次第、送付する予定です。

Q 養成課程②の会場の詳細はいつわかりますか。

A 詳細については、決定次第当庁ホームページ等でご案内します。

8 認証の方法等

Q 認証を受ける際の欠格事由などがありますか。

A あります。欠格事由については、受講申込書を参照してください。

Q 認定証はいつ頃交付されますか。

A 出入国在留管理庁において、認証する方を決定次第、交付する予定です。

9 研修全般に関わること

Q テキストはいつ受け取れますか。

A 第1期研修については5月下旬、第2期研修については7月下旬に受講申込書の現住所欄に記載された住所宛てに郵送する予定です。返送された場合には再送いたしませんので、確実に受け取れるようにしてください。

Q テキストはホームページでも見ることはできますか。

A テキストは、研修を受講する方や講師等にのみ配付します。

Q 研修受講サイトのログインに必要なIDとパスワードを忘れてしまいました。どうすればいいですか。

A 事務局にお問合せください。

Q 申込みをキャンセルしたい場合はどうすれば良いですか。

A 事務局にお問合せください。なお、原則として、受講費用の返金はできません。

Q 受講費用の支払い方法には、どんな方法がありますか。

A 受講決定の通知の際に、受講される方に通知する予定です。

Q 養成研修は日本語で実施されますか。

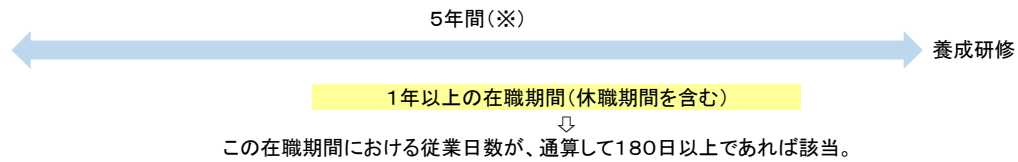
A 日本語で実施します。

Q 研修を修了すると、どんな資格がもらえるのですか。

A この研修制度は、国家資格を付与するものではありません。研修修了者は、「外国人支援コーディネーター」として出入国在留管理庁が認証します。

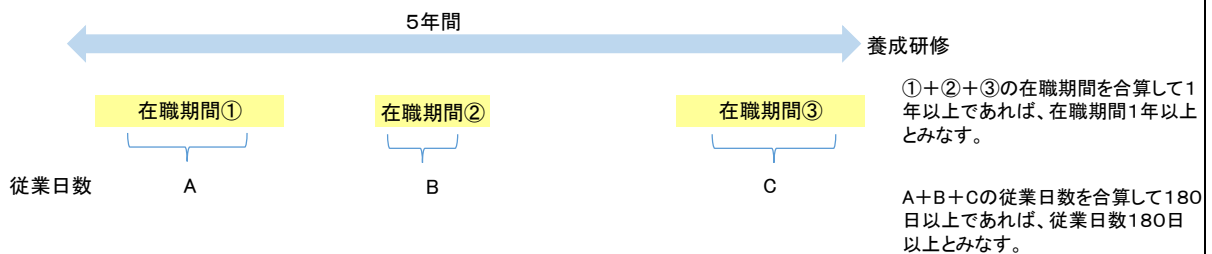
【在職期間及び従業日数の考え方】

○在職期間及び従業日数を満たすケース



※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による影響を鑑み、令和6年度以降、当面の間は、直近5年間を実務経験の対象とする。

【ケース1】 2か所以上の国、地方公共団体又はそのいずれかの委託等を受けた機関あるいは民間団体等が運営する外国人向けの相談窓口に在職した場合



【ケース2】 直近5年より前に在職していた場合

